

令和7年6月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令和7年6月27日 午後1時30分	
2. 場 所	市民福祉総合プラザ 3階 健診室	
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ㊟欠席 ㊦遅刻 ㊧早退)	
○ 1番 宮本 国男	○ 2番 瀬川 靖典	○ 3番 松本 由美子
㊟ 4番 末武 章	○ 5番 引地 国弘	○ 6番 大石 恵子
○ 7番 武部 利弘	○ 8番 崎村 康子	○ 9番 前田 秀一
○ 10番 宮本 章	○ 11番 坂本 康弘	○ 12番 濱崎 稔
○ 13番 久保 繁徳	○ 14番 大田 重敏	○ 15番 野中 孝
㊟ 16番 金子 秀幸	○ 17番 山内 重年	○ 18番 須藤 正文
○ 19番 佐々木 龍二		
出席農業委員数 17名	在任委員の過半数に達しているので、本会は成立した。	
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)		
○ 川久保 稔美	○ 山下 勝美	○ 松本 美徳
○ 山口 信也	○ 前田 将直	○ 松瀬 竹虎
○ 松尾 茂	○ 紙本 政信	○ 徳田 詳吾
		○ 松本 伸雄
		○ 新見 哲也
		○ 松本 覚二
		○ 山口 康明
		○ 高田 良彦
		○ 小林 重喜
		○ 長谷川 壽幸
		○ 渡口 学
		○ 松崎 美喜雄
5. 農業委員会以外の出席者		
6. 事務局職員の出席者		
局長 榎山 まちこ	次長 田畑 徹二	係長 桃田 忠邦
主事補 川崎 涼	鷹島分室長 出口 義之	
7. 議 長	佐々木 龍二	
8. 議事録署名委員の指名		
2 番 瀬川 靖典	3 番 松本 由美子	

【事務局長】

皆様、こんにちは。ただ今から令和7年6月の農業委員会総会を開催いたします。

本日の欠席は、農業委員4番 末武委員、16番 金子委員、出席委員は定足数に達しておりますので、本総会が成立していることを報告いたします。

先ほどから話題にのぼっているように九州北部の梅雨明けが本日発表されました。例年よりだいぶ早い梅雨明けかなと思っております。今年は夏が長く感じるのではと思います。令和7年の6月1日に労働安全衛生規則の一部が改正され施行されました。熱中症対策がすべての事業者に義務づけられたというものです。農業に従事される皆様は熱中症のリスクが高く、基本的な注意事項については気を付けて作業されていることと思いますが、農業者についても義務づけが事業者と同じような位置づけとなっておりますので、これから暑さも増してまいると思いますのでご自身の体調管理はもちろんのことご家族や雇用者等につきましても十分な配慮をされて作業に従事していただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。それでは会長のご挨拶をいただきまして、6月の総会に入りたいと思っております。

【会 長】

皆さま改めましてこんにちは。去る6月8日に梅雨入りしてちょうど20日が経ちました。去年は36日間梅雨の期間があり、梅雨明けは7月22日でした。今朝のNHKテレビの天気予報では西日本の梅雨明けは近そうですでしたが、お昼のニュースでは梅雨明けしたとみられると、先ほど局長さんが言われたとおり梅雨明けしたとみられるという放送がありました。農業にとっては今後水不足や高温障害そういったものが心配かなと思っております。通常、梅雨入り梅雨明けは南から北の地方へと移っていきます。今、国民の関心を集めている備蓄米は首都圏から地方へと販売が広がっています。松浦市でもやっと販売が始まりました。これは昨日、御厨町のスーパーで買った備蓄米の袋です。（袋を見せる）カラフルなデザインは施されていません。これでどんどん売れるんですね。1家庭1袋限定の販売でした。たぶんすぐに売り切れたんだろうと思っておりますが、市内のスーパーではまだ販売は始まってないかもしれません。御厨町にあるスーパーでは昨日から始まっています。さて、米の話題が続きますが去る6月7日に梅雨の晴れ間の中、農業用ドローンが飛びました、志佐町で、昨年度のDXハイスクールとして文科省の指定を松浦高校が受けています。昨年度からなんです、昨年度は1年間に1000万円の補助が国から出ています。2年目の今年度は減額されて500万円くらいだと思うのですが、かなりの額の補助金が出ています。全国で高校合わせて1000校の中の1校に松浦高校が選ばれてまして色々なAI等の器具を買ってドローンを3機か4機くらい買っていると思っております。中には水中ドローンといって海底、水の中を探索できるようなドローンを買われています。そういったことで松浦高校のですね生徒さんが操縦した農業用のドローンが6月7日に飛びました。種もみをドローンで播く乾田直播を行いました。この活動については6月20日付けの全国農業新聞の一番裏の県版より広い西日本版だと思っておりますが記事が掲載されておりました。松浦市農業委員会の副会長の須藤正文さんに農地の提供や事前の準備、そして当日の作業の支援等でご尽力をいただきました。このドローンを活用したスマート農業色々な難しい面もあるかと思うんですが、まずスタートしましたので、スマート農業の実践が今後、遊休農地の解消や農業の担い手育成などに繋がって行けばなと願っています。皆様方の色々なご支援ご協力をよろしくお願ひいたします。

それでは本日の総会、よろしくお願ひいたします。

【議 長】

それでは議事録署名人の指名に移ります。農業委員2番、瀬川委員、同じく3番、松本委員にお願いいたします。

続きまして、報告事項に移ります。事務局の説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは報告事項についてご説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。農地改良届の受理報告でございます。ここで2カ所程度訂正がございます。工法概要の欄で切度・盛土0.7㎡と書いてありますが、まず切度の文字を消してください。それと0.7㎡の単位が平方メートルではなくメートルの誤りですので単位の数字の2を消してください。

それでは改めまして農地改良届の受理報告でございます。届出人の志佐町浦免■■■■の■■■■氏、農地の表示が志佐町浦免字竹ノ尾■■■■、地目は田、面積は1169㎡です。内容は田から畑に改良するものです。以前から水はけが悪く水田としての利用が困難となったことから、今後は畑に改良し野菜の作付を行う予定にされております。改良については70cmの盛土を行いまして、周囲は土留めにより土砂の流出を防ぐこととしております。また、周囲で他に稲作をされておらず既存の水路はそのまま残るといことで周辺の排水等にも影響はないものと思われま。届出日は令和7年5月21日、同日中に現地確認を行いまして令和7年5月23日付けで受理通知を送付しているところでございます。

続きまして農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）でございます。1件でございます。貸人、御厨町大崎免■■■■番地の■■■■氏、借人、御厨町大崎免■■■■の■■■■氏の契約については、長崎県農業振興公社を通したA to Bの契約となっております。農地の表示は御厨町大崎免字廻田新田■■■■番の田、面積は1484㎡です。この度、借人である■■■■氏の体調不良で耕作ができなくなったことにより解約となったものでございます。

続きまして農地法第3条の3の規程による届出（相続）でございます。2件でございます。1件目です。被相続人は鷹島町三里免■■■■番地の■■■■氏、相続人は志佐町里免■■■■番地の■■■■氏です。農地の表示は鷹島町三里免字井尻■■■■番から同地字稲村■■■■番までの田8筆、畑11筆の計19筆、合計面積19382㎡です。被相続人の■■■■氏は令和4年12月28日に亡くなられて相続人の■■■■氏から令和7年3月27日に相続登記が完了したということで令和7年6月6日に届出があり同日受付けております。2件目です。被相続人は鷹島町三里免■■■■番地の■■■■氏及び■■■■氏でございます。相続人は志佐町里免■■■■番地の■■■■氏です。農地の表示は鷹島町三里免上通野■■■■番の畑1筆、面積は841㎡です。被相続人の■■■■氏がお亡くなりになった後、令和元年12月12日に■■■■氏が相続されました。その後、■■■■氏は令和4年2月28日にお亡くなりになられて、相続人の■■■■氏から令和7年3月27日に相続登記が完了したということで令和7年6月6日に届出があり同日受付けをしております。

最後に提案事件の集計表でございます。議案書は2ページをご覧ください。この後の付議事項でこの後審議いただく内容となっております。農地法関係で農地法第3条の規定による所有権移転が1件、承認関係で農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請分が12件、荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定についてが5件でございます。

私からの説明は以上でございます。

【議長】

事務局の説明が終わりました。各委員さんから只今の報告について何かございますでしょうか？はい、無いようですので、付議事項に入ります。3ページ議案第31号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

【事務局】

はい、それでは議案第31号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてご説明いたします。事件番号1です。譲渡人は山口県防府市大字西浦■■■■、■■■■氏、譲受人は志佐町庄野免■■■■、■■■■氏です。申請地は御厨町川内免字

辻■■番、畑、1104㎡ほか3筆です。合計4筆の面積3602㎡です。申請事由は経営規模拡大のためということで、双方が合意され売買によって所有権移転というものです。菊屋氏は認定新規就農者で今年の4月1日に認定されました。これまでに御厨町の■■■■氏の元で農業の研修をされてきました。農従者は1名で農業従事日数は年間300日となっております。その他申請に基づき農地法第3条第2号各号について確認した結果、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上、ご審議をお願いいたします。

【議 長】

事務局からの説明が終わりました。それでは事件番号1番について、地元委員さんのご意見を願います。推進委員2番、山下委員願います。

【山下委員】

推進委員2番の山下です。今、説明がありましたように、この土地は私の家のすぐ近くなんですけど、去年まではコスモスなどを作付けては置かれて、今年は何も作ってはおきませんが、草はちょっと生えておりますが、管理は私がしておりました。■■さんからは連絡はなかったんですが、■■さんから連絡がありまして、ここを買い付けするようになりましたのでということで、一応連絡はいただいております。野菜を作りという目的でしたので、間違いのないと思います。皆様の協議をよろしくお願いいたします。

【議 長】

ありがとうございました。地元委員さんからご意見がございました。各委員さんから何かご意見はございますでしょうか。

はい、無いようですので、議案第31号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請については、許可するものといたします。

それでは4ページ議案第32号農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

【事務局】

はい、議案第32号農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請についてご説明いたします。議案書の4ページになります。農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき農地中間管理機構に対し別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するというものでございます。全部で12件の計画となっておりますので、権利の設定内容及び借り手の経営状況等も併せてご確認いただきましてご審議よろしくお願いいたします。

【議 長】

ありがとうございました。12件の計画ということで5ページから27ページまで資料があります。確認をお願いします。しばらく時間を置きます。

無いようですので、議案第32号農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請については、長崎県農業振興公社へ要請することといたします。

続きまして議案台33号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

【事務局】

前方にスライドを用意しております。番号1, 2, 3, 4, 5は隣接しているため、まとめて説明します。申出人は松浦市今福町東免■■番地、■■氏で土地の所在は番号1が今福町仏坂免字仏坂■■番、畑、593㎡、番号2が今福町仏坂免字仏坂■■、田、50㎡、番号3が今福町仏坂免字仏坂■■番、畑、82㎡、番号4が今福町仏坂免字仏坂■■、田、490㎡、番号5が今福町仏坂免字仏坂■■、畑、107㎡です。申出の現況地目はすべて原野ということでした。6月20日に現地確認を行いました。番号1は現に草刈りなどで管理されている状況でした。よって、非農地には該当しないと判断します。次に番号2, 3, 4です。番号2, 3, 4は3筆で1枚の田として利用していたようですが、番号4の田の半分が山林化していることが確認できました。調査の結果、田への復旧は困難であり、仮に復旧したとしても周囲の状況からして継続した営農が困難であると思われるため、非農地に該当すると判断します。最後に番号5は多少草が生えている程度であり草刈りすれば畑としての利用が可能な状況でした。よって、非農地には該当しないと判断します。以上、皆様のご審議をお願いします。

【議長】

事務局からの説明が終わりました。地元委員のご意見を伺いたいと思います。農業委員15番、野中委員に地元委員の意見をお願いいたします。

【野中委員】

はい、15番、野中でございます。現地には今月の20日に委員会事務局のお二人と確認させていただきました。私のところの近くでございまして、ここに書かれていますけれども10年ほど前からということなんですけれども、20年近くは作付け自体はされていないと思います。承認できないよという所については果樹等の植栽がありますので、そういった意味で田については実際問題として、まず、進入道路がございませんので、以前からの耕うん機の時代くらいまでしか作られていなかったらと思いますので、復旧というのは無理かと思います。以上です。

【議長】

ありがとうございました。只今、地元委員さんからのご意見がございました。各委員さんから何かご意見はございますでしょうか。

無いようですので、議案台33号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定については、2番、3番、4番については非農地通知を交付するものいたします。以上を持ちまして本日の付議事項について審査決定いたしました。続きまして協議事項に入ります。事務局、お願いします。

【協議及び事務連絡】

- ・ 田畑売買価格について（協議）
- ・ 農地パトロールについて
- ・ 全国農業新聞購読料のリコーリースへの変更について
- ・ 農用地利用集積等促進計画への押印について
- ・ 貸し借りの際の賃料確認について
- ・ 農業者年金の加入推進について
- ・ 視察研修について

それでは本日の総会を終わります。来月の総会は7月25日（金）となっております。本日はお疲れさまでした。

〈 閉会の時刻 〉 14 時 46 分